

## 『 病児保育みなみの風 利用規約 』

### 第1条 名称

本保育施設の名称を「病児保育みなみの風」（以下 みなみの風）とする

### 第2条 所在地

みなみの風は、那珂川市中原2丁目124番1Fに設置する

### 第3条 目的

病児期であり、集団保育が困難なお子様を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする

### 第4条 病児保育の方針

医師・看護師・保育士がチームとなり、お子様を安全かつ適切に保育・看護するものとする

### 第5条 責任者

みなみの風保育園

### 第6条 利用対象

6ヶ月齢から小学3年生までのお子様で、本規約を承認の上、医療機関よりみなみの風利用許可が出た方を対象とする。

### 第7条 利用方法

① 事前登録 「病児保育室利用登録票」を提出  
(※予防接種の関係上、登録票の有効期間は1年とする)

#### ② 利用時間

月曜日～金曜日 午前8時～午後17時30分（17時30分～18時は延長保育となり、10分100円をいただきます。

※日により利用時間が異なる場合や、受け入れができない場合もありますので、お電話にてお問い合わせください。

(休み：土曜、日曜、祝日、夏季休暇、年末年始)

#### ③ 予約方法

1. 利用前日までに電話で予約する
2. 予約キャンセルは利用当日の7:30までとする
3. 予約なしの当日利用は空きがある場合に限り、受け付ける

#### ④ 利用申請

- 1、利用予約時または利用当日に「病児保育室医師連絡票」「利用申込書」を提出する
- 2、事前登録が済んでいない場合は「病児保育室利用登録票」を合わせて提出する

#### ⑤ 利用の際には、かかりつけの医師による診察（保険診療）を受けるものとする

※「病児保育室保育児受入基準」の受入許可基準であることが利用条件となる

※その他、利用に関しての詳細は別紙「病児保育利用の流れ」を参照

### 第8条 医療行為について

病状悪化時は保護者に連絡後、必要な場合は水ノ江医院に移動し、診察を受け、必要な検査、処置をすることがある

### 第9条 料金

- ・在園児 500 円、卒園児 1000 円、一般 2000 円とする  
(短時間利用も同額とする)
- ・オムツなどの各自用意したものに不足が生じ、やむを得ずみなみの風が提供した場合は別途料金を徴収する

### 第10条 料金支払い方法

利用料は退出時に支払う

### 第11条 秘密保持

みなみの風に従事する職員は、本規約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として取り扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。

職員の秘密主義は退職後においても同様の扱いとする

### 第12条 補償制度

みなみの風を利用するにあたり、万が一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化など、みなみの風の責に帰すことが出来ない事由による事故の場合は、この限りではない

### 第13条 利用制限

1. お子様の病状により、保育が不適切と医師が判断した場合
2. 暴風警報・地震注意報などが発令された場合
3. みなみの風の保育方針、医師の診察に同意しない場合
4. 本利用規約に同意しない場合

※受入前、受入時に 38.5 度以上の発熱がある場合はお預かりできません。また、受入後に熱が 38.5 度を超え、体調の急変が見られ看護師が病院の受診が必要と判断した場合にはご連絡させていただきます

#### 第14条 保護者の義務

保護者は病児保育みなみの風を利用する間、「利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡で、緊急時でも保護者の意思確認ができるよう努めなくてはならない

#### 第15条 会員資格の喪失

1. 脱会の申し出があった場合
2. 利用規約に違反した場合
3. みなみの風の名誉や信用を傷つけた場合
4. 料金の支払いを滞納した場合

#### 第16条 規約の変更

本規約の変更はみなみの風が定め、その効力は全ての利用登録者に帰属する

別紙「病児保育利用の流れ」に記載